事 務 補 助 員 （和歌山事務所）募 集 情 報

＜近畿厚生局＞

項　　目	内　　容
職　　種	事務補助員（和歌山事務所）
勤務先及び勤務地	〒640-8143 和歌山市二番丁3　和歌山地方合同庁舎5階 近畿厚生局　和歌山事務所　（和歌山バス「和歌山城前」バス停下車 徒歩4分）
募　集　人　員	1名
職　務　内　容	・ 保険医療機関等からの各種申請・届出に関する事務 ・ 保険医療機関等からの問い合わせに対する窓口及び電話対応 ・ その他、保険医療に関する事務
任 用 予 定 期 間	令和9年1月1日 から 令和9年3月31日 まで （更新の可能性あり） ※ 原則として採用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。 （条件付採用期間開始後1ヶ月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は引き続きます。）
勤　　務　　日	週 5 日制　（完全週休2日（土曜日・日曜日）制、祝日休み）
勤　務　時　間	8時30分 から 17時15分 まで の7時間45分 ※ 休憩は 12時00分 から 13時00分 まで の60分
給　　与	日額10,170円 ～12,930 円（学歴及び職歴等を考慮し、この範囲内で決定） ・ その他　賞与（当局規定による）、通勤手当支給（当局規定による）、 社会保険加入（健康保険については、国家公務員共済組合に加入） ※ 日給額については、一般職の職員の給与に関する法律に定める俸給額に準じて算定した額を例示しています。 また、通勤手当に相当する給与については、勤務の状況等に応じ、同法及び人事院規則の規定に準じて算定した額を支給します。 なお、任期中に同法及び同規則が改正され俸給額・手当額の改定が行われる場合については、日給額及び手当に相当する額についても変更する場合があります。
募　集　対　象	パソコン（Excel、Word等）の操作ができること。 ※ 以下に該当する方はご応募いただけませんので、ご了承ください。 ・日本国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
免 許 ・ 資 格 等	学歴：高等学校卒業以上 医療事務関係の資格等を所持する方は、その内容を履歴書等に記載願います。
応　募　方　法　等	【提出書類】 ・履歴書（※近畿厚生局HP「事務補助員（和歌山事務所）の募集について」掲載の様式を必ず使用） ・職務経歴書（任意様式） 【提出方法】 ・原則、電子メールにて提出してください。 **・件名は「事務補助員（和歌山事務所）応募書類【氏名】」としてください。** （例：事務補助員（和歌山事務所）応募書類【厚生太郎】） ・送付先：kkkouseisaiyou-wakayama@mhlw.go.jp ※履歴書は、**Excel形式（.xlsx）のまま**提出してください。 ※電子メールでの提出が困難な場合は、事前にご連絡ください。 【提出期限】 令和8年11月20日（金）24時まで ※応募者多数の場合は、締切を早める場合があります。 【選考方法・日程】 ・書類選考のうえ、面接対象者に対して面接日時等をご連絡します。 ・面接は11月30日（月）に実施予定（応募状況により変更の可能性あり） 【留意事項】 ・書類選考不合格者への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。 ・メール等にてご提出いただいた応募書類は、公募終了後、当局の責任にて速やかに削除・破棄いたします。
応　　募　　先	〒640-8143 和歌山市二番丁3　和歌山地方合同庁舎5階 近畿厚生局　和歌山事務所
お 問 い 合 わ せ 先	近畿厚生局　総務課人事給与係（古川、中本、宮﨑） TEL:06－6942－2241